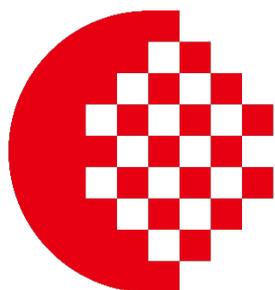


令和7年度  
学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業  
(ユニバーサル公演)

# 実施団体募集要領



文化庁

令和6年9月  
文化庁参事官（芸術文化担当）付 学校芸術教育室

応募に当たっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください。  
この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、予め御了承ください。

## 目次

1. 事業概要	P.1~8
2. 応募要領	P.9~13
3. 採択を受けた場合の注意事項	P.14
4. 経費について	P.15~22
5. 出演希望調書（記入例）	P.23~38
6. Q&A	P.39

### 令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 事務局 ユニバーサル公演 係

近畿日本ツーリスト株式会社 コーポレートビジネス支社 公務営業支店内  
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13階

TEL : 0570-064-203 (プッシュ⑥)

Email : [uni7-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp](mailto:uni7-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp)

※開局時間 : 10:00~17:00 (平日)

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業専用ウェブサイトURL  
<https://www.kodomogeijutsu.go.jp/>



ホームページはこちら

※ 令和6年度における本事業事務局業務は、近畿日本ツーリスト株式会社に委託して実施しています。

# 1. 事業概要

## 1 令和7年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（ユニバーサル公演）概要

### 【事業の趣旨】

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業は、小学校・中学校等に文化芸術団体又は個人や少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する事業です。子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的としています。

ユニバーサル公演を設置することで、更に多くの子供たちが文化芸術に親しみ、文化芸術を通して表現の多様性を認識し、障がいへの理解を深める鑑賞・体験機会を提供していきます。

### 【実施内容】

「令和7年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（ユニバーサル公演）実施団体募集」において採択を受けた芸術団体が、小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部・中学部・高等部）等に赴き、子供たちがより身近に芸術に触れ、表現の多様性を体感する機会を提供します。

### 【ユニバーサル公演の取り組み】

- ① 障がいのある芸術家が活躍する取り組み
- ② 字幕や音声ガイド等を設置するだけでなく、障がいのある子供たちも主体的に芸術鑑賞・体験ができるよう工夫された取り組み

### 【対象】

小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（小学部・中学部・高等部）、中等教育学校（前期課程）

※ 実施団体決定後、令和7年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（ユニバーサル公演）実施校の募集を行います。なお、実施校の採択においては、応募校のうち直近2年間採択のない学校を優先することとします。

【実施期間】 ※実施期間は変更になることがあります。

- (1) ワークショップ：令和7年5月1日（木）から令和8年1月30日（金）まで
- (2) 本公演：令和7年6月2日（月）から令和8年1月30日（金）まで
- (3) 事務手続き：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

### 【実施回数】

#### 原則1校につき1企画

- ・ D区分：本公演1回、ワークショップ3回まで
- ・ E区分：ワークショップ5回まで

### 【実施時程】

本事業は教育課程上の授業において実施するものです。そのため、部活動やクラブ活動等での実施は対象外です。

# 1. 事業概要

## 【実施会場】

実施会場は、原則として小学校・中学校等の施設とします。ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できる施設がない場合等には、文化施設等適切な施設で実施することができます。この場合の経費は、児童・生徒の移動費を除き、学校又は共催者の負担となります。

## 【参加者】

- ・ 児童・生徒を対象としています。なお、実施校募集要領にて実施団体が提示する1企画（1公演）当たりの「鑑賞・体験可能人数の目安」を基準とし、児童・生徒の鑑賞環境の確保や非常時も想定した安全性の確保を最優先事項としますが、鑑賞スペースに余裕がある場合においては、地域住民（幼稚園、保育園児童を含む）の鑑賞を受け入れることも可能です。
- ・ 決定通知後であっても、合同開催校の受け入れは可能です。ただし、受け入れについては、安全性の観点や実施団体に認められた費用上限との兼ね合いがありますので、合同開催校の受け入れや鑑賞人数の変更については、必ず実施団体へ相談してください。なお、合同開催等のために、参加校が会場に移動する際の交通費（公共交通機関又は貸切バス等を想定）は、応募校より申請することができます。

## 【主催者】

主催者及び共催者は次のとおりですが、必要に応じて会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会を「地元共催者」として加えることができます。

【主催者】 文化庁

【共催者】 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数及び実施校

※以下、共催者及び文化庁が認める共催者（会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会）をあわせて「地元共催者」と表記します。

## 2 企画の区分

ユニバーサル公演においては、次の2区分を設置します。

### D区分 公演をメインプログラムとする企画

想定する規模：原則として1校当たり本公演1回、ワークショップ3回まで

### E区分

連続した内容や近い距離での公演等を通して実演や作品の鑑賞・体験機会を提供する企画

想定する規模：原則として1校当たりワークショップ5回まで

※ワークショップの一環として実演を披露するものを含みます。

※ D区分、E区分ともに、特別支援学校等の実施において、提案した企画規模の範囲内においてワークショップの実施回数を調整して対応する場合はこの限りではありません。

# 1. 事業概要

## D区分 公演をメインプログラムとする企画

本公演1回、ワークショップ3回まで



例) ・個々の理解度に合わせて本公演の導入となるよう、かみ砕いて説明  
・本公演を受けてフォローアップ



メインとなる本公演1回

## E区分

連続した内容や近い距離での公演等を通して  
実演や作品の鑑賞・体験機会を提供する企画

ワークショップ5回まで

※ワークショップの一環での実演披露を含む

例① 連続した内容を実施  
<ホップ→ステップ→ジャンプ>

同じ対象者に  
ステップ5回まで



例② 近い距離での公演を実施  
<クラスごとに教室等で実施>

違う対象者に  
5回まで



## 3

### 企画の構成について

※いずれの区分においても、多くの子供たちに鑑賞・体験の機会を提供する目的から、適正な価格で実施するものとします。このため、採択された企画であっても、実施費用については調整していただくことがあります。

## D区分

### ① 実施校におけるヒアリング

実施校において、生徒の健康上の理由により配慮が必要な事項や、効果を高めるための工夫等について、事前にヒアリングや打ち合わせを行います。

### ② 文化芸術団体によるワークショップ

公演における鑑賞や体験をより効果的なものとするために、実施団体のメンバーが事前に実施校に赴き、児童・生徒に対して鑑賞指導や実技指導を行います。（ワークショップの実施時期については本公演の前後又は同日を問いません。）ワークショップは、各分野の特色が出るように工夫するとともに、学校側のニーズも踏まえたものにします。

なお、D区分におけるワークショップの上限回数は1校当たり3回までです。

### ③ 実演芸術の本公演

採択を受けた実施団体が実施校に赴き公演します。公演回数は1校当たり原則1回です。

なお、実施に当たっては、児童・生徒に実演や作品を鑑賞させるだけでなく、文化芸術団体との共演などにより児童・生徒が参加できるよう工夫されたものにします。本事業は、教育活動の一環として行われるものであることから、芸術性に富むものであることはもちろん、児童・生徒が興味をもって鑑賞できるものであることや、教育的効果が高いものであることが求められます。

### ④ 制作団体間の視察の受け入れ、意見交換の実施

事業の推進を目的とし、制作団体間の事業視察の受け入れや、情報・意見交換会への協力をお願いすることがあります。

# 1. 事業概要

## E 区分

### ① 実施校におけるヒアリング

実施校において、生徒の健康上の理由により配慮が必要な事項や、効果を高めるための工夫等について、事前にヒアリングや打ち合わせを行います。

### ② 文化芸術団体によるワークショップ

実施団体のメンバーが実施校に赴き、児童・生徒に対する実技披露や実技指導又は児童とともに協同制作等を行います。  
ワークショップは、各分野の特色が出るように工夫するとともに、学校側のニーズも踏まえたものにします。

なお、E区分におけるワークショップの上限回数は1校当たり5回までです。

### ③ 制作団体等の視察の受け入れ、意見交換の実施

事業の推進を目的とし、制作団体間の事業視察の受け入れや、情報・意見交換会への協力をお願いすることがあります。

## 共通

ワークショップ、本公演について

- 原則としてワークショップは令和7年5月から令和8年1月まで、本公演は令和7年6月から令和8年1月までに実施していただきます。
- 各企画の公演数は各学校からの希望状況によって決まります。なお、実施を希望する学校が過少な場合は、公演の割り当てが少なくなる場合があります。
- ユニバーサル公演を効率的に実施するため、ワークショップ・本公演は、できる限り複数の連続した日程での実施をお願いします。「実施可能期間」は、採択決定後に具体的な実施可能日程を確認し、これを基に実施希望校を募集しますので、原則として、学校募集開始後に「実施可能期間」を変更することはできません。
- 実施に際しては、教育的配慮により、表現等の一部について変更をお願いする場合があります。
- 著作権等に関する権利者の許諾が必要な場合は各団体で所定の手続きを行ってください。
- 実施体制は出演者（メディア芸術の場合は指導者）、スタッフとし、連続した公演日程（クール）においてはメンバーの入替が生じないよう工夫してください。

## 4 対象分野・種目について

分野・種目は、次のとおりです。

なお、実演芸術の種目において、少人数編成（例 オーケストラ等であれば、室内楽やジャズ等のアンサンブル、演劇であれば2人芝居等）の公演も対象とします。

分野		種目
実演芸術	音楽	合唱、オーケストラ等、音楽劇
	演劇	演劇、人形劇、ミュージカル
	舞踊	バレエ、現代舞踊
	伝統芸能	歌舞伎・能楽、人形浄瑠璃等、邦楽、邦舞、演芸
メディア芸術	メディア芸術	映像、メディアアート等

# 1. 事業概要

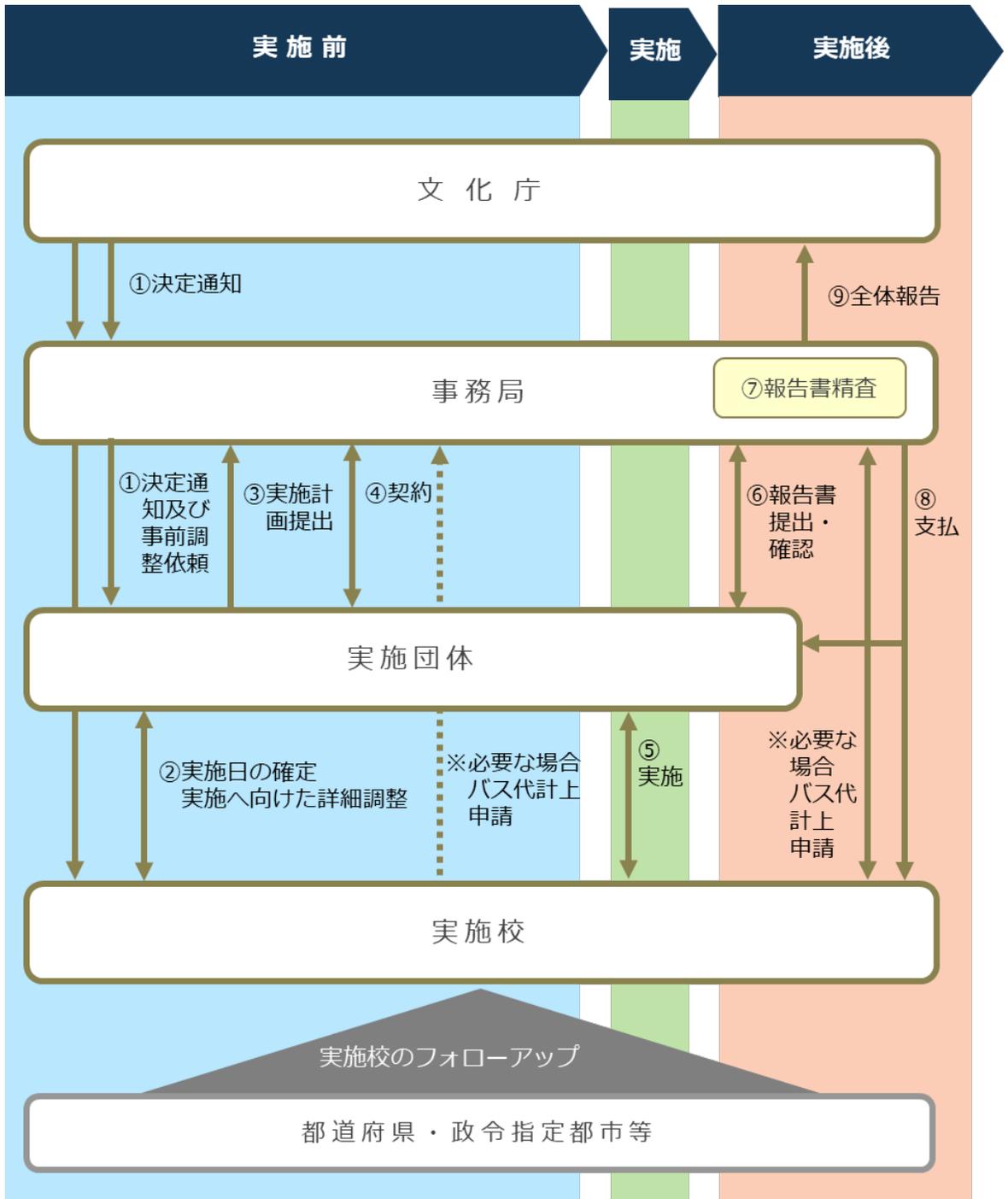
## 5 実施の流れについて

### ① 実施の流れ（図）

事業実施の流れは概ね次のとおりです。詳細については、令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（ユニバーサル公演事業）実施の手引き（制作団体用）を参考としてください。ただし、手続きの詳細は、今後、変更となる場合があります。

（参考）令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（ユニバーサル公演事業）  
実施の手引き（制作団体用）

[https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r6/dl/universal/seisaku/r6\\_tebiki.pdf](https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r6/dl/universal/seisaku/r6_tebiki.pdf)



# 1. 事業概要

## ② 採択決定後に対応が必要な業務

採択が決定した場合、実施校募集に当たり必要な資料の作成や確認をお願いします。また、実施校の調整段階においては、実施条件等の確認等をお願いすることとなりますが、これらの業務は、決定通知発出前（令和6年度内）に、令和7年度の実施へ向けた準備作業として対応いただくこととなりますので、予め御了承ください。

決定通知発出後、事務局（令和7年度事務局受託業者）と制作団体において再委託契約を締結します。契約の締結に当たっては、採択を受けた企画提案内容を基準とし、文化庁・事務局・制作団体間において実施計画内容の確認を行います。また、実施段階においては、承認を受けた実施計画に基づきワークショップ及び本公演を行うものとし、公演実施後は、各制作団体からの公演完了報告書の提出を受け、事務局が実績及び経費の計上に当たり必要な書類が整っているかを確認した上で、委託費を確定します。

※ 応募及び契約等の主体となる団体を「制作団体」、実演を行う団体を「公演団体」、これらを合わせていう場合を「実施団体」といいます。

- ・ 実施校募集に向けた資料の作成や確認
- ・ 実施校調整における実施条件確認等の対応
- ・ 契約手続き及び派遣費を含む見積書の提出
- ・ 実施決定校との連絡調整（実施へ向けた準備）
- ・ 本事業事務局（令和7年度事務局受託業者）からの進捗確認等への対応
- ・ D区分におけるワークショップ及び本公演の実施、又はE区分におけるワークショップの実施
- ・ 各種報告書の提出及び精算手続き
- ・ 本事業全体会議への参加及び制作団体間の事業視察の受入

## ③ 経費について

- ・ 本事業においては、内容に即した適正な水準の事業費での応募をお願いします。限られた予算内での実施となるため、団体におかれましては各業者等へ発注の際に積極的な交渉を行ってください。
- ・ 内容に即した事業費であるかに疑義が生じた場合は、応募された企画が採択となる場合においても、金額の調整をお願いすることを条件とする場合があります。
- ・ 計上が認められる経費は、業務に直接要する経費のうち、[15ページ](#)に記載する経費とします。計上できる経費は、制作団体から支出される経費のみとし、支払はやむを得ない場合を除き、銀行振込とします。
- ・ 実施方法は委託契約を予定しています。経費予定額は必ず見積書・料金表（本要領の定める単価に依らない賃金・謝金は団体規定があることを前提とする）等に基づき、適切な金額の計上を行ってください。

# 1. 事業概要

- ・採択となった場合は、適切な経費計上が行われているかを確認した上で、契約を行いますので、採択通知受取後速やかに算出根拠書類等を提出できるよう事前に準備してください。
- ・派遣費（本事業に係る旅費や道具の運搬費用）については、実施校が決定した後に、見積書提出段階で別途積算をお願いしますので、応募段階では、派遣費は含めずに計上してください。ただし、荷積み・荷降ろしに係る舞台費（舞台スタッフ費）等、派遣先（実施校の所在地）に関わらず必ず発生することが見込まれ、かつ、これにより単価が変動しない経費については、応募段階で計上してください。

## ④ 実施完了後に提出する書類について

- ・公演完了報告書、精算報告書
- ・各支出項目に対しての領収書（写）等

※ 提出期限：全公演終了後30日以内又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日（厳守）

## ⑤ 委託費の支払について

本事業は委託事業となります。委託費の支払に当たっては、ワークショップ及び全ての本公演終了後に、精算報告書等を御提出いただきます。これらの書類の確認終了後に、請求書を御提出いただき、委託費を支払います。委託費は国費（税金）ですので、各種請求書及び銀行振込の写し等支払の事実が証明できるものが必要です。

また、当該事業の限られた予算の範囲内で支払うこととなりますので、契約（派遣費を含む見積書提出）段階から経費については精査し、予算上の上限金額の範囲内で委託費確定額を決定します。なお、委託費確定額は本事業の規定に沿って決定しますので、各団体の規定に沿えない場合があります。

支払に関する手続きについては、「令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（ユニバーサル公演事業）実施の手引き(制作団体用)」等を参考資料として御覧ください。

(参考) 令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（ユニバーサル公演事業）  
実施の手引き（制作団体用）

[https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r6/dl/universal/seisaku/r6\\_tebiki.pdf](https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r6/dl/universal/seisaku/r6_tebiki.pdf)

## ⑥ 公演調査について

- ・採択となった企画については、審査に関わった委員や職員等が公演調査を行う場合があります。

## ⑦ 完了検査等について

- ・事業終了後、文化庁又は事業の委託先の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地の検査をする場合があります。
- ・本事業は会計検査院による会計実地検査の対象であり、会計検査院から指示のあった場合には、実地検査を受検する義務があります。
- ・上記検査で不適切な処理が明らかになった場合は、既に支払った委託費を国庫に返納いただく場合がありますので、適切な事業実施に努めてください。

# 1. 事業概要

## ⑧ 不正行為に係る処分

経費の虚偽申請や過大請求等による委託経費の受給等、不正行為を行った場合には、採択の取消、委託経費の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正行為の公表、委託経費の支払停止措置を行う場合があります。

また、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日付け文化庁長官決定）に基づき、文化庁が芸術活動への支援等のために公募を行う事業への応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日  
文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

### 記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

加えて、平成23年度には、文化庁が設置した「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関する検討会」において、「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」を取りまとめております。本事業に係る委託経費についても、この「まとめ」に従い、適正に管理する必要があります。

「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」掲出先URL

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24\\_hojokin\\_fusei\\_matometome.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matometome.pdf)

## 2. 応募要領

### 1 対象団体について

我が国の文化芸術団体で、その文化芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に高い専門性があり、次の①～④のいずれかに該当する団体であること。

- ① 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人
- ② 特定非営利活動法人
- ③ 上記①②以外の法人格を有し、原則として自ら一定数以上の実演家を擁する団体
- ④ 法人格を有しないが、次の要件をすべて満たしている団体
  - ア. 主たる構成員が芸術家又は文化芸術団体であること。
  - イ. 定款、寄附行為に類する規約等を有すること。
  - ウ. 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
  - エ. 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
  - オ. 財務諸表を作成していること。
  - カ. 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

※ 特別支援学校等での対応実績がある場合には、出演希望調書に記載してください。

### 2 併願について

- 同一の企画をD区分及びE区分へ併願することはできません。

### 3 応募企画数について

- 1団体当たり、3企画まで応募可とします。  
(D区分及びE区分の両方に応募する場合も、提案できる企画数は3企画まで)
- 採択は原則として1団体当たり1企画としますが、審査の結果、高い評価が得られた場合には、最大3企画を採択する場合があります。
- **企画内容が複数分野に跨る場合は、分野を決めて御応募ください。** 同一の企画を複数の分野に応募することはできません。

### 4 応募時に提出が必要な書類

応募時に提出が必要な書類は次のとおりです。

	提出書類	提出方法
① 必須	令和7年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 (ユニバーサル公演) ■ 出演希望調書No. 1 ※共通 ■ 出演希望調書No. 2 ※各区分別様式 ■ 出演希望調書No. 3 ※各区分別様式 ■ 出演希望調書No. 4 ※共通 ※ No. 2、No. 3については、D区分とE区分で様式が異なりますので御留意ください。	データ送信 (Excel及びPDF)
② 必須	■ 制作団体の定款、寄附行為又はこれらに類する規約の写し ■ 制作団体の直近1期分の財務諸表の写し (貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類)	データ送信 (PDF)

## 2. 応募要領

(前ページ続き)

	書類名	提出方法
③ 任意	<p>■ 応募する作品（企画）に関する資料</p> <p>➢ 実施する企画の動画資料を提出する場合は、WEB上に公開し、様式内にURLを記載してください。閲覧する際に、パスワードを設定している場合はパスワードもお知らせください。</p> <p>※審査及び実施校募集時に参考とする場合がございます。できる限り簡潔な内容としてください。また動画以外の資料のアップロードは認めません。</p> <p>➢ 実施する企画のパンフレットや事業の様子（写真）等の資料を提出する場合は、様式内に別添指定を明記し、データ送信してください。</p> <p>※別添は簡潔な内容にまとめてください。</p>	<p>※映像は、任意のクラウドストレージ等へアップロードの上、「様式No.2」内の指定箇所へURLを記載のこと</p>

(注1) **応募企画が採択された場合は、応募書類として提出された資料の内、次の書類を本事業専用ウェブサイト上に開示し、実施校の募集を行います。**様式及び別添資料内に使用するコンテンツ（画像等）については、必ず、各権利者に使用・開示の許諾が取れているものとしてください。また、企画の説明については、学校側においても、分かりやすい表現としてください。

【実施校募集時に公開する書類】

- ・ 出演希望調書No.1～No.2（PDF形式）
- ・ 様式内に指定のある別添資料  
(ただし、他公演のチラシについては、実施校募集時には開示できません。)

(注2) ①出演希望調書No.1～No.2及び係属する別紙類とNo.3、4はそれぞれ一連のデータとしてください。**審査時及び学校募集時は、提出されたPDFデータを使用します。事務局での文字切れチェック及び修正等はいりません。提出前に必ず御確認ください。**

(注3) 同一の制作団体が複数の企画を応募する場合、②はいずれかの企画のみの添付としていただいて構いません。メール本文にどの企画に添付したのかを必ず明記してください。

(注4) 郵送での応募は受け付けません。

### 5 提出期限及び提出先

提出期限

令和6年9月30日（月）23時59分 受信必着

データの送信先

Email : [uni7-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp](mailto:uni7-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp)

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業事務局 ユニバーサル公演係

## 2. 応募要領

### 【メール送信時指定記載事項】

メール件名	【R7_ユニバーサル公演_応募】_制作団体名
メール本文	下記のとおり、令和7年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（ユニバーサル公演）に応募いたします。 ★制作団体名： ★区分： ★種目： ★企画名： 総応募数： 添付データ名：【R7_ユニバ_応募】_制作団体名_様式名又は資料名 （複数回に分けて送付する場合）：●通目/総メール数 連絡先：

※ 1企画の応募に当たり、添付データの容量等によりメールが複数通に分かれる場合は、メール本文にその旨を必ず記載してください。

※ データアップロードサービス等を利用してデータを提出する場合は、ダウンロード可能期間を14日以上に設定してください。

※ セキュリティーの関係により、使用するクラウドストレージによっては、データが受け取れない場合があります。この場合は、事務局側で用意した指定のクラウドストレージへのデータ格納をお願いすることがあります。

※ 応募受付後の再提出及び差替は原則認められません。

※ メール送信後3営業日以内に事務局より返信がない場合は必ず電話にて御連絡ください。

## 6 審査について

① 審査は全分野共通で行います。

② 審査事項

出演希望調書の内容や実績を総合的に評価して採択団体を決定しますが、特に以下の観点から審査を行います。

- 実施体制が整っているか。
- すべての子供たちが鑑賞・体験できる企画内容であるか。
- 企画の主旨・目的が、文化芸術を通して表現の多様性を認識し、障がいへの理解を深める鑑賞・体験機会を提供するものであるか。
- 高い教育効果を見込むことができる優れた企画内容であるか。
- 内容に即した適正な水準の事業費であるか（内容に比して低廉な企画を高く評価します）。
- 団体を構成するスタッフ・キャスト等に当該分野について高い専門性があるか。

## 7 審査結果について

審査結果は、採択・不採択にかかわらず、応募のあった団体に対し、令和6年11月頃にメールでお知らせします。応募団体から電話によるお問い合わせがありますが、電話によるお問い合わせには応じることができません。

※ 出演希望調書No. 1に記載いただいたメールアドレスへ結果を通知します。

## 2. 応募要領

### 8 応募に関するお問い合わせ先

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業事務局 ユニバーサル公演係

TEL : 0570-064-203 (プッシュ⑥)

E-mail : [uni7-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp](mailto:uni7-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp)

※ 開局時間 : 10:00~17:00 (平日)

### 9 応募に当たっての留意事項

- ① 提案した企画の内容は、採否を決定する重要な審査事項であるため、原則として**採択後に変更することはできません。**

ただし、特別支援学校等の実施において、生徒の状況等に寄り添い、より鑑賞・体験を効果的なものとするために、採択された企画の目的や主旨を保ち、認められた予算の範囲内で、一部の内容を変更して対応する場合についてはこの限りではありません。

- ② 以下の項目についてはできる限り具体的に記入してください。なお、出演希望調書の欄に書ききれない場合は、別添（様式任意）で提出してください。該当する実績等がない場合は「なし」と記入してください。

※**実績は令和元年以降の情報を記載してください。**

- 特別支援学校等における活動実績や障がいのある芸術家の活動を拓げる公演等の活動実績
- 目標とする効果
- 企画のねらい
- 特別支援学校等で実施する上での工夫等

- ③ 「出演希望調書No.3（費用明細）」については、審査事項「内容に即した適正な水準の事業費であるか（内容に比して低廉な価格の企画を高く評価します）。」に係る項目となりますので、詳細に記入してください。また、費用は採否を決定する重要な審査事項であるため、原則として**採択後に増額することはできません。**限られた予算の範囲内で、より多くの子供たちに優れた芸術が届けられるよう、事業趣旨に即した適正な価格での見積金額としてください。なお、採択された企画であっても、実施費用については調整していただくことがあります。また、採択された場合にすべての費用が認められているということではありませんので、御了承ください。

※ 「出演希望調書No.3（費用明細）」は、事業専用ウェブサイトの開示されません。

- ④ 「出演希望調書No.3（費用明細）」については、「標準」の項目へ、10校の実施を行う場合に、その10校すべてについて必ず発生する経費を記入してください。なお、実施校の状況等によって発生する可能性がある経費は、項目「一定事項対応等に係る経費」に記入してください。「一定事項対応等に係る経費」内に記載された費用の計上の可否については、実施校の決定後、見積時に対象校の状況を踏まえて判断します。**採択された場合にすべて認められているということではありませんので、御了承ください。**

## 2. 応募要領

- ⑤ 委託業務は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当するため、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、課税事業者、簡易課税事業者に該当する場合は、委託業務経費の積算について、本事業において文化庁が定めた単価に基づき支払う経費を除くすべての経費について消費税込の金額を記入してください。
- ⑥ 実施可能時期は採択決定後に具体的な実施可能日程を再度確認します。原則として、採否決定後に応募時に提示した実施可能日数を著しく減らすことは認められません。
- ⑦ 出演希望調書内の項目は簡潔に記載してください。どうしても出演希望調書内に収まらない内容がある場合、様式内に必ず「別添〇〇」等とし、別添があることを示してください。また、別添資料内にも同一の資料名を付記し、どの部分の別添であるのかを明確に示してください。(例年データ名のみに別添と記載されていたり、別添の係属箇所が不明な資料が添付されている事例が見受けられます。)

**なお、別添は簡潔な内容にまとめてください。**

### 3. 採択を受けた場合の注意事項

1. この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、予め御了承ください。
2. 事業の実施に当たっては、「実施の手引き」（制作団体用）に基づき、令和7年4月以降、各種手続きを進めていただきます。実施計画書、見積関連様式、精算関連様式、事業内成果物等の作成・提出を求めますので、提出期限は必ず守ってください。
  - ・ 公演完了報告書、精算報告書及び関連書類の提出：全公演終了後30日以内又は令和8年2月27日（金）いずれか早い日（厳守）
3. 経費に関する注意事項
  - ・ 「4. 経費について」（P.15～22）を御確認ください。

（参考）令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（ユニバーサル公演事業）  
実施の手引き（制作団体用）

[https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r6/dl/universal/seisaku/r6\\_tebiki.pdf](https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r6/dl/universal/seisaku/r6_tebiki.pdf)

#### ①公演費

出演希望調書に計上された公演費用については、採択後に調整いただくことがあります。採択時に計上しているすべての費用の計上が認められるということではありません。

#### ②派遣費

- ・ 実施校は、実施校募集締切後に調整を行います。特定の学校を指名することはできません。
- ・ 原則として公共交通機関を利用していただきます。
- ・ 移動経路は、公演実施予定日程に基づき、最も効率的かつ経済的なルートを選択するものとします。公共交通機関以外の移動方法を選択する場合は、見積書の精査時に他の移動方法との比較検討結果等の理由を確認した上で、計上の可否を判断します。
- ・ 本事業以外の公演からの移動について、交通費の対象は、通常の行程をとった場合の金額を超えない範囲を対象とします。また、実施後に本事業以外の公演へ移動する場合、公演終了後に発生する旅費は原則対象となりません。

#### 【参考資料】今後のスケジュール

実施団体の募集	令和6年9月5日～9月30日
審査・採択	令和6年10月～11月
実施校募集準備	令和6年11月
実施校募集	令和6年11月～12月
実施に当たっての事前調査等	令和7年1月～3月
実施校決定	令和7年4月
契約手続き	令和7年4月（決定通知）以降
ワークショップ開始	令和7年5月以降
本公演開始	令和7年6月以降

※スケジュールはあくまで予定であり、変更となる場合があります。

## 4. 経費について

### ▼学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業事務局（ユニバーサル公演）計上費目一覧

実演芸術分野		メディア芸術分野	
項目	費 目	項目	費 目
打ち合わせ 人件費	1時間当たり 1,500円(税込) ※1校当たり最大2時間まで		
ワークショップ 指導料	主指導者(講師謝金)：1回 35,650円(税込) 補助者(指導・実技・実習謝金)：1時間当たり 5,200円(税込) 単純労働者：1時間当たり 1,300円(税込)  ※主指導者は1名まで、補助者は原則5名までとしますが、企画内容に 応じて補助者が5名以上必要な場合は理由をお知らせください。 (主指導者は増やすことができません。) ※支払単価は1時間とし、1時間未満の端数については、30分未満は 切り捨て、30分以上は切り上げとします。 ※1回当たりの上限15,600円(3時間以上指導をした場合も3時間まで が対象となります。) ※専門的な知識・技能を有するスタッフを配備する場合で、上記単価内 での対応が困難な場合は、希望調査内に 役割を明記の上、 単価の参考資料を添付してください。	ワークショップ 指導料	主指導者(講師謝金)：1回 35,650円(税込) 補助者(指導・実技・実習謝金)：1時間当たり 5,200円(税込) 単純労働者：1時間当たり 1,300円(税込)  ※主指導者は1名まで、補助者は原則5名までとしますが、企画内容に 応じて補助者が5名以上必要な場合は理由をお知らせください。 (主指導者は増やすことができません。) ※支払単価は1時間とし、1時間未満の端数については、30分未満は 切り捨て、30分以上は切り上げとします。 ※1回当たりの上限15,600円(3時間以上指導をした場合も3時間まで が対象となります。) ※専門的な知識・技能を有するスタッフを配備する場合で、上記単価内 での対応が困難な場合は、希望調査内に 役割を明記の上、 単価の参考資料を添付してください。
	出演費		出演料 演奏料 オーケストラ演奏料 コンサートマスター料 助演者出演料 解説料  指揮料 ソリスト出演料 合唱料 伴奏料 司会料
文芸費	演出料 脚本料 演出助手料 監修料 舞台監督料 舞台監督助手料 音響プラン(使用)料 著作権使用料 原作使用料 スライド使用料  照明プラン(使用)料 衣装プラン(使用)料 装置プラン(使用)料 台本作成料 舞台美術料 振付料 振付助手料 脚本使用料 原画使用料 ワークショップ教材料	ワークショップ監修料(コーディネート料) 作品借用費 プログラミング改修料 デザイン修正費 システム使用料(実施期間のみ) ソフト使用料(実施期間のみ) 通信環境一時整備費(無線LAN等) 作品解説料 作品使用料 編集料	
音楽費	写譜料 楽器借料 作詞料 訳詞料 音楽著作権料  楽譜借料 楽器使用料 作曲料 編曲料 調律料(学校付帯ピアノの調律は除く)	借損料	美術使用料 展示什器借損料 映像機材使用料 映像機材借損料 照明機材使用料 照明機材借損料 音響機材使用料 音響機材借損料 通信機材借料
舞台費	大道具費 小道具費 人形損料 衣装費 床山費 照明費 効果費 その他専門スタッフ (公演同行時に限る)  装束損料 履物費 履物損料 かつら費 メイク費 音響費 舞台スタッフ費 衣装メンテナンス費	消耗品費	ワークショップ又は本公演で使用する資材に限り計上可 ※精算時は購入物品の購入日、品名、数量、単価、用途等 の確認が必要です。
一定事項対応等 に係る経費	上記の費目に区分することができない経費で、実施校の生徒や学校の状況に合わせた配慮が必要な場合に限り生じる経費について記載してください。 例) 手話通訳帯同(聴覚障害者対応費用)、点字資料作成費、電源車、発電機(必要なA(アンペア)が学校の平均的な電源容量を上回る場合)等		

※指定仕様でのプログラム作成に関するデータ作成費用は、応募時の費用明細へは計上いたただかなくて結構です。

指定の仕様内でお願いするものであり、データ作成(デザイン)費用は、1種55,000円(税込)以内を想定しています。また、印刷は原則実施校側へお願いすることとなります。

これとは別に、ワークショップ等において使用する教材等を作成する場合は、文芸費に計上してください。

※ただし点字版の作成等、対象校となる生徒の学習を補助するために必要な特殊加工等の配慮が必要な場合は、これに係る見積書を取得の上、事務局へ御相談ください。

## 4. 経費について

### ▼公演費への計上が認められない経費

- 実施団体における稽古・指導に係る経費、実施校以外との打ち合わせ経費
- リハーサル・練習会場借損料
- 舞台大道具・小道具・衣装等の製作費用・新規演目・プログラムの制作経費  
(児童・生徒との共演のために改変する場合を除く)
- 食費(弁当・ケータリング、宿泊の際の朝食・夕食等)
- 地元共催者負担経費(下記の経費については地元主催者で負担するようお願いしております。)
  - ・学校の施設設備の使用に係る経費：光熱水料、灯油代、暖房機器レンタル費など
  - ・体育館の条件整備に係る経費：ピアノ移動・調律費、暗幕設置費用など
  - ・文化施設を利用する場合の会場借損料及び付帯設備費
- 事務所維持費(生活雑貨、医薬品、光熱水料等含む)
- 事務局職員給与
- 印紙代、振込手数料
- 楽器購入費、衣装購入費
- 備品購入費
- 額装代
- 事務機器・事務用品等の購入・借用費
- 電話等の通信費、ホームページ運用費
- 任意加入の保険料(旅行保険、レンタカーの免責補償等)
- 旅費に係る手配等で発生した代理店手数料(企画料)
- 団体資産となるもの(扇風機、サーキュレーター、加湿器等)
- 予備費 等

- ・上記の表に記載のない経費についての計上の可否は、事前に事務局へ御相談ください。
- ・上記表内の経費等を応募時に記載され、採択された場合でも、計上が認められない経費に該当していれば、採択後から精算までの間の判明した時点で取下げとなりますので、御了承ください。

## 4. 経費について

### ▼ 旅費基準表

下記は参考です。詳細は、採択後に掲出する「実施の手引き」（制作団体用）を御確認ください。

(参考) 令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（ユニバーサル公演事業）  
実施の手引き（制作団体用）

[https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r6/dl/universal/seisaku/r6\\_tebiki.pdf](https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r6/dl/universal/seisaku/r6_tebiki.pdf)

旅費項目		金額（税込）、基準	備考
宿泊料 (1夜につき)		甲地方 10,900円まで	さいたま市、千葉市、東京特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
		乙地方 9,800円まで	甲地方以外
日当		1,100円	ただし下記の場合は日当をお支払できません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊を要さず、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合</li> <li>・鉄道、水路及び陸路にわたる場合は、鉄道4km、水路2kmをそれぞれ陸路1kmとみなします。</li> </ul>
鉄道料金	急行料金	特急料金：片道100km以上 急行列車：片道50km以上	特急列車は、片道100km未満であっても、次の場合には利用できるものとします。 ① <別表 I > の区間（途中駅で乗下車する場合は除く） ② ①以外の区間で特急列車を利用することで、日程が短縮でき経済的な旅程になると認められる場合
	座席指定料金	特急列車又は急行列車を利用する場合で、片道100km以上	片道100km未満であっても、特急列車で<別表 I > の区間（途中駅で乗下車する場合は除く）を利用する場合は、座席指定料金を認めるものとします。
航空運賃		航空機の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合	
タクシー利用料金		実費	※ 原則としてタクシーの利用料金は計上が認められません。

## 4. 経費について

旅費項目		金額（税込）、基準	備考
レンタカー代		実費	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる経費：有料道路代、ガソリン代、駐車場代、運転手当（1,300円/時間）</li> <li>※精算時に領収書やETC利用証明書等の証憑書類の提出が必要です。</li> <li>※運転手当の規定が令和7年度より変更となります。</li> <li>対象とならない経費：任意加入の保険料等</li> </ul>
車賃		1km当たり37円（ガソリン代として）	<p>被派遣者個人の所有する自家用車を使用する場合のみ計上できます。全路程を通算し、1km未満の端数は切り捨てます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる経費：有料道路代</li> <li>※精算時に領収書やETC利用証明書等の証憑書類の提出が必要です。</li> <li>対象とならない経費：駐車場代、運転手当</li> </ul>
団体車両 使用料	バス（乗用）：定員で分類		<p>芸術団体の所有する車両を使用する場合のみ認めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体所有車両として認められる車両は下記のとおりです。採択後に [ ] の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自動車検査証の名義が団体名又は団体代表者名 [自動車検査証のコピー]</li> <li>◆ 団員の個人名義であっても団体が車両経費（車検料、保険料等）を負担している場合 [自動車検査証のコピー、団体の経費負担が確認できる書類]</li> <li>◆ 団体がリースしている車両 [自動車検査証のコピー、リース契約書のコピー]</li> </ul> </li> </ul> <p>・対象となる経費：有料道路代、ガソリン代、駐車場代、運転手当（1,300円/時間）</p> <p>※精算時に領収書やETC利用証明書等の証憑書類の提出が必要です。</p> <p>※運転手当の規定が令和7年度より変更となります。</p> <p>・対象とならない経費：任意加入の保険料等</p>
	11～20名	1日当たり13,000円	
	21名以上	1日当たり23,000円	
	トラック（貨物）：最大積載量で分類		
	1t以上	1日当たり4,000円	
	1t超～4t未満	1日当たり7,000円	
	4t以上	1日当たり16,000円	
	その他		
一律	1日当たり4,000円		

（「令和6年度国家公務員等の旅費に関する法律」行政職俸給表（一）の4級相当より抜粋）

## 4. 経費について

### <別表 I> 片道100km未満の特例区間 (特別急行料金及び特別急行列車座席指定料金の特例対象区間)

下記区間については、片道100km未満（途中下車の場合を除く）であっても特別料金の計上が可能です。

	区	間		区	間		区	間
1	函館	～ 八雲	51	古川	～ 一ノ関	101	高田	～ 見附
2	五稜郭	～ 八雲	52	古川	～ 水沢江刺	102	直江津	～ 長岡
3	新函館北斗	～ 八雲	53	古川	～ 北上	103	直江津	～ 見附
4	新函館北斗	～ 長万部	54	くりこま高原	～ 水沢江刺	104	直江津	～ 東三条
5	八雲	～ 洞爺	55	くりこま高原	～ 北上	105	柏崎	～ 東三条
6	八雲	～ 伊達紋別	56	くりこま高原	～ 新花巻	106	柏崎	～ 加茂
7	札幌	～ 美唄	57	一ノ関	～ 新花巻	107	柏崎	～ 新津
8	札幌	～ 砂川	58	一ノ関	～ 盛岡	108	長岡	～ 新潟
9	札幌	～ 滝川	59	水沢江刺	～ 盛岡	109	新潟	～ 村上
10	札幌	～ 白老	60	盛岡	～ 二戸	110	坂町	～ 鶴岡
11	札幌	～ 苫小牧	61	盛岡	～ 八戸	111	鶴岡	～ 村上
12	札幌	～ 追分	62	盛岡	～ 大曲	112	東京	～ 小田原
13	札幌	～ 新夕張	63	盛岡	～ 角館	113	東京	～ 湯河原
14	岩見沢	～ 深川	64	二戸	～ 七戸十和田	114	東京	～ 大月
15	岩見沢	～ 旭川	65	八戸	～ 新青森	115	東京	～ 小山
16	美唄	～ 旭川	66	七戸十和田	～ 奥津軽いまべつ	116	東京	～ 熊谷
17	砂川	～ 旭川	67	青森	～ 鷹ノ巣	117	東京	～ 本庄早稲田
18	滝川	～ 旭川	68	青森	～ 大館	118	東京	～ 石岡
19	旭川	～ 白滝	69	米沢	～ 村山	119	東京	～ 八街
20	旭川	～ 士別	70	赤湯	～ 村山	120	東京	～ 成東
21	旭川	～ 名寄	71	赤湯	～ 新庄	121	東京	～ 横芝
22	旭川	～ 美深	72	山形	～ 新庄	122	東京	～ 八日市場
23	伊達紋別	～ 苫小牧	73	大曲	～ 秋田	123	東京	～ 茂原
24	東室蘭	～ 苫小牧	74	大曲	～ 雫石	124	東京	～ 上総一ノ宮
25	東室蘭	～ 南千歳	75	秋田	～ 東能代	125	東京	～ 大原
26	幌別	～ 南千歳	76	秋田	～ 鷹ノ巣	126	東京	～ 君津
27	登別	～ 南千歳	77	秋田	～ 象潟	127	東京	～ 木更津
28	白老	～ 新札幌	78	秋田	～ 仁賀保	128	霞ヶ関	～ 箱根湯本
29	南千歳	～ 占冠	79	秋田	～ 田沢湖	129	品川	～ 小田原
30	新札幌	～ 新夕張	80	秋田	～ 角館	130	品川	～ 熱海
31	新得	～ 池田	81	秋田	～ 遊佐	131	品川	～ 石岡
32	遠軽	～ 北見	82	八郎潟	～ 鷹ノ巣	132	新横浜	～ 小田原
33	遠軽	～ 美幌	83	東能代	～ 弘前	133	新横浜	～ 熱海
34	北見	～ 網走	84	大館	～ 新青森	134	新横浜	～ 三島
35	木古内	～ 奥津軽いまべつ	85	羽後本荘	～ 鶴岡	135	小田原	～ 新富士
36	名寄	～ 音威子府	86	羽後本荘	～ 余目	136	小田原	～ 静岡
37	幌延	～ 南稚内	87	羽後本荘	～ 酒田	137	熱海	～ 静岡
38	幌延	～ 稚内	88	越後湯沢	～ 長岡	138	熱海	～ 伊豆急下田
39	郡山	～ 白石蔵王	89	越後湯沢	～ 燕三条	139	池袋	～ 西武秩父
40	郡山	～ 米沢	90	越後湯沢	～ 高崎	140	新宿	～ 大月
41	郡山	～ 那須塩原	91	浦佐	～ 燕三条	141	新宿	～ 箱根湯本
42	双葉	～ 仙台	92	浦佐	～ 上毛高原	142	立川	～ 塩山
43	福島	～ 仙台	93	新井	～ 柏崎	143	立川	～ 山梨市
44	福島	～ 赤湯	94	新井	～ 長岡	144	立川	～ 石和温泉
45	福島	～ かみのやま温泉	95	上越妙高	～ 長岡	145	立川	～ 甲府
46	福島	～ 山形	96	上越妙高	～ 見附	146	八王子	～ 塩山
47	福島	～ 新白河	97	上越妙高	～ 黒部宇奈月温泉	147	八王子	～ 山梨市
48	仙台	～ くりこま高原	98	上越妙高	～ 上田	148	八王子	～ 石和温泉
49	仙台	～ 一ノ関	99	上越妙高	～ 長野	149	八王子	～ 甲府
50	仙台	～ 浪江	100	高田	～ 長岡	150	八王子	～ 竜王

## 4. 経費について

	区	間		区	間		区	間			
151	八王子	～	葦崎	201	柏	～	友部	251	芦原温泉	～	新高岡
152	大月	～	葦崎	202	柏	～	水戸	252	加賀温泉	～	新高岡
153	大月	～	小淵沢	203	柏	～	勝田	253	小松	～	新高岡
154	塩山	～	上諏訪	204	水戸	～	いわき	254	小松	～	富山
155	石和温泉	～	上諏訪	205	いわき	～	相馬	255	金沢	～	富山
156	甲府	～	富士	206	軽井沢	～	長野	256	金沢	～	黒部宇奈月温泉
157	甲府	～	岡谷	207	錦糸町	～	成東	257	金沢	～	七尾
158	甲府	～	塩尻	208	錦糸町	～	横芝	258	金沢	～	和倉温泉
159	甲府	～	富士宮	209	錦糸町	～	八日市場	259	新高岡	～	黒部宇奈月温泉
160	甲府	～	内船	210	錦糸町	～	旭	260	新高岡	～	糸魚川
161	葦崎	～	松本	211	千葉	～	八日市場	261	富山	～	糸魚川
162	上野	～	小山	212	千葉	～	旭	262	糸魚川	～	長野
163	上野	～	熊谷	213	千葉	～	銚子	263	糸魚川	～	飯山
164	上野	～	本庄早稲田	214	大網	～	安房鴨川	264	上諏訪	～	信濃大町
165	上野	～	石岡	215	大原	～	海浜幕張	265	塩尻	～	中津川
166	東武動物公園	～	藪塚	216	大原	～	蘇我	266	塩尻	～	長野
167	東武動物公園	～	新桐生	217	御宿	～	海浜幕張	267	木曽福島	～	多治見
168	浦和	～	栃木	218	勝浦	～	海浜幕張	268	木曽福島	～	松本
169	浦和	～	新鹿沼	219	勝浦	～	蘇我	269	木曽福島	～	明科
170	大宮	～	小山	220	上総興津	～	海浜幕張	270	松本	～	白馬
171	大宮	～	宇都宮	221	上総興津	～	蘇我	271	松本	～	南小谷
172	大宮	～	本庄早稲田	222	安房小湊	～	海浜幕張	272	松本	～	篠ノ井
173	大宮	～	高崎	223	安房小湊	～	蘇我	273	松本	～	長野
174	大宮	～	新前橋	224	安房鴨川	～	蘇我	274	安中榛名	～	上田
175	大宮	～	渋川	225	三島	～	静岡	275	安中榛名	～	長野
176	大宮	～	安中榛名	226	新富士	～	掛川	276	佐久平	～	長野
177	大宮	～	栃木	227	静岡	～	浜松	277	佐久平	～	飯山
178	大宮	～	新鹿沼	228	豊橋	～	名古屋	278	上田	～	飯山
179	小山	～	那須塩原	229	豊橋	～	水窪	279	京都	～	日根野
180	宇都宮	～	新白河	230	豊橋	～	中部天竜	280	京都	～	関西空港
181	熊谷	～	中之条	231	名古屋	～	米原	281	京都	～	綾部
182	熊谷	～	上毛高原	232	名古屋	～	白川口	282	京都	～	福知山
183	熊谷	～	軽井沢	233	名古屋	～	飛騨金山	283	京都	～	西舞鶴
184	熊谷	～	安中榛名	234	名古屋	～	中津川	284	新大阪	～	柏原
185	熊谷	～	佐久平	235	岐阜	～	白川口	285	新大阪	～	西明石
186	本庄早稲田	～	上毛高原	236	岐阜	～	飛騨金山	286	新大阪	～	姫路
187	本庄早稲田	～	軽井沢	237	岐阜	～	下呂	287	新大阪	～	海南
188	本庄早稲田	～	佐久平	238	岐阜	～	飛騨萩原	288	新大阪	～	和歌山
189	高崎	～	長野原草津口	239	岐阜	～	敦賀	289	大阪	～	柏原
190	高崎	～	佐久平	240	大垣	～	敦賀	290	尼崎	～	柏原
191	高崎	～	上田	241	米原	～	京都	291	姫路	～	岡山
192	久喜	～	藪塚	242	高山	～	富山	292	姫路	～	佐用
193	久喜	～	新桐生	243	敦賀	～	芦原温泉	293	姫路	～	和田山
194	館林	～	浅草	244	敦賀	～	小松	294	姫路	～	八鹿
195	足利市	～	浅草	245	敦賀	～	京都	295	姫路	～	江原
196	北千住	～	足利市	246	越前たけふ	～	加賀温泉	296	姫路	～	豊岡
197	北千住	～	太田	247	越前たけふ	～	小松	297	姫路	～	竹田
198	北千住	～	栃木	248	越前たけふ	～	金沢	298	相生	～	岡山
199	浅草	～	太田	249	福井	～	金沢	299	上郡	～	鳥取
200	浅草	～	栃木	250	芦原温泉	～	金沢	300	岡山	～	福山

## 4. 経費について

	区	間		区	間		区	間			
301	岡山	～	新尾道	351	園部	～	東舞鶴	401	今治	～	伊予大洲
302	岡山	～	新見	352	園部	～	西舞鶴	402	松山	～	伊予吉田
303	岡山	～	多度津	353	園部	～	宮津	403	松山	～	八幡浜
304	岡山	～	観音寺	354	綾部	～	城崎温泉	404	松山	～	卯之町
305	岡山	～	川之江	355	福知山	～	豊岡	405	松山	～	宇和島
306	岡山	～	伊予三島	356	福知山	～	城崎温泉	406	伊予市	～	宇和島
307	岡山	～	善通寺	357	福知山	～	網野	407	鴨島	～	阿波池田
308	岡山	～	琴平	358	福知山	～	峰山	408	阿波池田	～	後免
309	岡山	～	阿波池田	359	鳥取	～	伯耆大山	409	阿波池田	～	高知
310	岡山	～	三原	360	鳥取	～	米子	410	阿波池田	～	徳島
311	岡山	～	大原	361	倉吉	～	米子	411	阿波池田	～	阿波川島
312	倉敷	～	新見	362	倉吉	～	松江	412	土佐山田	～	須崎
313	新倉敷	～	新尾道	363	米子	～	鳥取大学前	413	後免	～	須崎
314	新倉敷	～	三原	364	松江	～	大田市	414	高知	～	土佐久礼
315	福山	～	東広島	365	出雲市	～	江津	415	高知	～	窪川
316	新尾道	～	広島	366	出雲市	～	浜田	416	須崎	～	中村
317	宝塚	～	柏原	367	大田市	～	浜田	417	栗林	～	板野
318	宝塚	～	福知山	368	大田市	～	益田	418	栗林	～	池谷
319	三田	～	福知山	369	益田	～	新山口	419	栗林	～	徳島
320	柏原	～	豊岡	370	児島	～	伊予三島	420	栗林	～	勝瑞
321	新見	～	米子	371	高松	～	観音寺	421	屋島	～	池谷
322	津	～	鶴方	372	高松	～	川之江	422	屋島	～	徳島
323	津	～	名張	373	高松	～	伊予三島	423	志度	～	徳島
324	松阪	～	紀伊長島	374	高松	～	阿波池田	424	徳島	～	日和佐
325	松阪	～	尾鷲	375	高松	～	大歩危	425	徳島	～	牟岐
326	多気	～	尾鷲	376	高松	～	板野	426	三原	～	広島
327	新宮	～	白浜	377	高松	～	池谷	427	広島	～	徳山
328	紀伊勝浦	～	白浜	378	高松	～	徳島	428	新岩国	～	新山口
329	紀伊勝浦	～	紀伊田辺	379	高松	～	阿南	429	徳山	～	厚狭
330	串本	～	白浜	380	高松	～	勝瑞	430	新山口	～	新下関
331	串本	～	紀伊田辺	381	坂出	～	伊予西条	431	新山口	～	津和野
332	白浜	～	御坊	382	坂出	～	川之江	432	新山口	～	小倉
333	白浜	～	海南	383	坂出	～	伊予三島	433	新下関	～	博多
334	紀伊田辺	～	海南	384	坂出	～	新居浜	434	小倉	～	博多
335	紀伊田辺	～	和歌山	385	坂出	～	阿波池田	435	小倉	～	新鳥栖
336	南部	～	和歌山	386	宇多津	～	伊予西条	436	小倉	～	中津
337	湯浅	～	天王寺	387	宇多津	～	阿波池田	437	小倉	～	柳ヶ浦
338	藤並	～	天王寺	388	丸亀	～	新居浜	438	小倉	～	宇佐
339	海南	～	天王寺	389	丸亀	～	伊予西条	439	小倉	～	杵築
340	和歌山	～	天王寺	390	丸亀	～	壬生川	440	折尾	～	中津
341	二条	～	綾部	391	多度津	～	新居浜	441	香椎	～	行橋
342	二条	～	福知山	392	多度津	～	伊予西条	442	博多	～	筑後船小屋
343	二条	～	東舞鶴	393	観音寺	～	今治	443	博多	～	新大牟田
344	二条	～	西舞鶴	394	川之江	～	今治	444	博多	～	新玉名
345	亀岡	～	綾部	395	伊予三島	～	今治	445	博多	～	佐賀
346	亀岡	～	福知山	396	新居浜	～	伊予北条	446	博多	～	江北
347	亀岡	～	東舞鶴	397	新居浜	～	松山	447	博多	～	肥前鹿島
348	亀岡	～	西舞鶴	398	伊予西条	～	伊予北条	448	博多	～	武雄温泉
349	亀岡	～	宮津	399	伊予西条	～	松山	449	博多	～	有田
350	園部	～	福知山	400	壬生川	～	松山	450	博多	～	嬉野温泉

## 4. 経費について

	区	間		区	間		区	間			
451	博多	～	行橋	481	鹿児島	～	西都城	511	大分	～	豊後竹田
452	博多	～	日田	482	新鳥栖	～	肥前鹿島	512	鶴崎	～	佐伯
453	博多	～	天ヶ瀬	483	新鳥栖	～	諫早	513	津久見	～	日向市
454	二日市	～	新大村	484	新鳥栖	～	武雄温泉	514	佐伯	～	延岡
455	鳥栖	～	肥前鹿島	485	新鳥栖	～	有田	515	佐伯	～	日向市
456	鳥栖	～	諫早	486	新鳥栖	～	早岐	516	延岡	～	宮崎
457	鳥栖	～	武雄温泉	487	新鳥栖	～	佐世保	517	延岡	～	南宮崎
458	鳥栖	～	早岐	488	新鳥栖	～	新大村	518	延岡	～	宮崎空港
459	鳥栖	～	佐世保	489	新鳥栖	～	嬉野温泉	519	南延岡	～	宮崎
460	鳥栖	～	新大村	490	佐賀	～	諫早	520	南延岡	～	南宮崎
461	鳥栖	～	嬉野温泉	491	佐賀	～	長崎	521	南延岡	～	宮崎空港
462	久留米	～	熊本	492	佐賀	～	早岐	522	日向市	～	宮崎
463	久留米	～	天ヶ瀬	493	佐賀	～	佐世保	523	日向市	～	南宮崎
464	久留米	～	豊後森	494	佐賀	～	新大村	524	日向市	～	宮崎空港
465	久留米	～	由布院	495	江北	～	諫早	525	宮崎	～	都城
466	筑後船小屋	～	熊本	496	江北	～	長崎	526	宮崎	～	西都城
467	筑後船小屋	～	新八代	497	長崎	～	武雄温泉	527	南宮崎	～	国分
468	新玉名	～	新鳥栖	498	長崎	～	嬉野温泉	528	新水前寺	～	豊後竹田
469	熊本	～	新水俣	499	中津	～	別府	529	宮地	～	三重町
470	熊本	～	出水	500	中津	～	大分	530	春日部	～	栃木
471	熊本	～	新鳥栖	501	柳ヶ浦	～	別府	531	春日部	～	新鹿沼
472	熊本	～	宮地	502	柳ヶ浦	～	大分	532	栃木	～	鬼怒川公園
473	熊本	～	豊後竹田	503	宇佐	～	大分	533	栃木	～	新藤原
474	肥後大津	～	豊後竹田	504	別府	～	佐伯	534	栃木	～	龍王峡
475	新八代	～	出水	505	大分	～	豊後中村	535	栃木	～	川治温泉
476	新八代	～	川内	506	大分	～	佐伯	536	下今市	～	春日部
477	新水俣	～	鹿児島中央	507	大分	～	日田				
478	出水	～	鹿児島中央	508	大分	～	天ヶ瀬				
479	鹿児島中央	～	都城	509	大分	～	豊後森				
480	鹿児島中央	～	西都城	510	大分	～	宮地				

【図表:特区について】



**[A]** 対象区間 **[C]** **[ハ]**  
 ・[A]～[ハ]まで乗車した場合は、[A]～[C]の区間については、特急料金の計上が認められます。

**[A]** **[B]**  
 ・[A]～[B]まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急を利用する場合は、一般管理費で対応してください。

**[A]** **[B]** **[E]**  
 ・[A]～[E]まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急を利用する場合は、一般管理費で対応してください。

**[A]** 対象区間 **[C]** 対象区間 **[D]**  
 ・[A]～[D]まで乗車した場合は、[A]～[D]の区間について、特急料金の計上が認められます。

## 5. 出演希望調書（記入例）

「出演希望調書No. 1と2」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず御確認ください。  
事務局にて修正はいたしません。

令和7年度 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（ユニバーサル公演）  
出演希望調書 No.1（共通）

オレンジ色 入力必須項目です。

みどり色 選択必須項目です。

制作団体名	一般社団法人 入力例の劇団	「制作団体名」は採択を受けた場合に、本事業事務局（令和7年度事務局受託業者）と契約し、各種手続き等を行う団体の正式名称を記入してください。「公演団体名」は実際に学校へお伺いする団体（実際に実演をする芸術家のグループ）の名称を記入してください。
公演団体名	ユニバーサル公演 入力例の劇団	
分野・種目	分野・種目については、 <a href="#">4ページ</a> を御参照ください。	
※応募する企画の主たる分野・種目を1つ選択してください。 分野・種目については、募集要領4ページを御参照ください。		
分野	種目	
演劇	分野を選択すると種目は自動反映されます。	児童劇、演劇、ミュージカル

取り組み（該当する取り組みに○を付してください。）

該当	取り組み	
<input checked="" type="checkbox"/>	①障がいのある芸術家が活躍する取り組み	①か② 両方の場合は①②共に○を選択してください。
<input type="checkbox"/>	②字幕や音声ガイド等を設置するだけでなく、障がいのある子供たちも主体的に芸術鑑賞・体験ができるよう工夫された取り組み	

応募する取り組みが①である場合、芸術家が抱える障がいの種類

上記「取り組み」で①を選択された場合のみ御入力ください。

※採択を受けた場合、実施へ向けた調整に当たり、参考とさせていただきます。

応募する区分（該当する区分に○を付してください。） 様式内では、予め区分を選択しております。

該当	区分
<input checked="" type="checkbox"/>	◀D区分▶ 公演を中心とする企画
<input type="checkbox"/>	◀E区分▶ ワークショップを中心とする企画 ※ ワークショップの一環として実演を披露するものを含みます。

実施可能期間 ※原則として 本公演：令和7年6月2日（月）～令和8年1月30日（金）まで  
ワークショップ：令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金）まで

実施可能期間	×	上記「実施可能期間」対応可能 ※夏休み、年末年始を除く
	令和7年9月25日 ～ 令和7年11月30日	令和8年1月10日 ～ 令和8年1月31日
	○か×かを御選択ください。 ×の場合は下記に可能時期を御入力ください。	～ ～
連日公演の可否	可	←選択してください。 可又は不可を御選択ください。

「出演希望調書No. 1と2」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず御確認ください。  
事務局にて修正はいたしません。

(出演希望調書No. 1 続き)

実施可能な地域を御選択ください。  
地域の限定がなければ1行目「限定なし」を御選択ください。

**実施可能地域** ※実施可能な地域名の前に○を付してください。(複数選択可)

該当	地域	都道府県	都道府県を限定される場合はこちらに御入力ください。
	限定なし		
	北海道	北海道	
○	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	選択地域内で 対応可否が発生する場合は こちらに補足として御入力ください。
○	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川	
○	北関東・甲信	茨城、栃木、群馬、山梨、長野	
○	北陸	新潟、富山、石川、福井	
○	東海	岐阜、静岡、愛知、三重	
○	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
○	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	山陽のみ対応可
	四国	徳島、香川、愛媛、高知	
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	
	沖縄	沖縄	

### 団体の概要

#### 【制作団体について】

各質問項目に御入力ください。

ふりがな	いっばんしゃだんほうじん にゅうりょくけいのげきだん		
制作団体名	一般社団法人 入力例の劇団		
代表者職/氏名	代表/近畿太郎		
制作団体所在地	〒 101-0024		
	東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13階		
制作団体代表電話番号	03-1234-5678		
制作団体設立年月	1998	年	10月
制作団体組織	役職員		団体構成員及び加入条件等
	代表/近畿太郎 理事/近畿花子		劇団員：14名 スタッフ：4名
事務体制：事務（制作専任担当の有無）		他の業務と兼任	
Webサイト等URL	<a href="https://www.kodomogeijutsu.go.jp/universal/r5_info2.html">https://www.kodomogeijutsu.go.jp/universal/r5_info2.html</a>		
本事業担当者名	近畿小太郎	本件連絡先：電話番号	0*0-1234-5678
メールアドレス	<a href="mailto:uni6-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp">uni6-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp</a>		
経理処理等の監査担当の有無		有	
経理責任者名	近畿華美		

「出演希望調書No. 1と2」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず御確認ください。  
事務局にて修正はいたしません。

【公演団体について】

(出演希望調書No. 1 続き)

ふりがな	ゆにばーさるこうえん にゅうりょくけいのげきだん
公演団体名	ユニバーサル公演 入力例の劇団
代表者職/氏名	代表/近畿太郎
Webサイト等URL	<a href="https://www.kodomogeijutsu.go.jp/universal/r5_info2.html">https://www.kodomogeijutsu.go.jp/universal/r5_info2.html</a>

特別支援学校等における活動実績や障がいを持った芸術家の活動を拡げる公演等の活動実績

活動実績は令和元年以降の情報を記載ください。

別添で資料を御提出される場合は、内容が重複しないように簡潔にまとめてください。

「出演希望調書No.1と2」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず御確認ください。  
事務局にて修正はいたしません。

## 令和7年度 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（ユニバーサル公演） 出演希望調書 No.2（D区分）

オレンジ色	入力必須項目です。	みどり色	選択必須項目です。
制作団体名	一般社団法人 入力例の劇団	企画内容にあった学年を御選択ください。 複数選択可能です。	
企画名	ユニバーサル公演 入力例の劇団	主な対象は○、対象から少し外れるけど楽しんでもらえる年齢層と判断される場合は△を御選択ください。	
主な対象学年 <small>※複数選択は可能ですが企画内容と趣旨が異なるようお願いいたします。</small>	<input type="radio"/> 小学校：低学年	<input type="radio"/> 小学校：中学年	<input type="checkbox"/> 小学校：高学年
	中学校・中等教育学校（前期課程）		
	<input type="radio"/> 特別支援：小学部	<input type="checkbox"/> 特別支援：中学部	<input type="checkbox"/> 特別支援：高等部
児童・生徒の鑑賞・体験可能人数の目安	1回の人数	回数	1～3回より御選択ください。
ワークショップ ※3回まで	20人	2	
本公演 ※1校1回まで	200人	まで対応可	
企画の動画等の資料	PW	kodomo	本公演は1回までです。 1回に鑑賞可能な最大人数（数字）を御入力ください。
URL	<a href="https://www.kodomogeijutsu.go.jp/contents/movie/">https://www.kodomogeijutsu.go.jp/contents/movie/</a>		

### 本公演について

主な演目	あいうえお学校の1日					
原作/作曲	近畿太郎/近畿太郎					
脚本	近畿花子					
演出/振付等	近畿小太郎					
公演時間 (分)	著作権	<input type="radio"/> 制作団体が所有	該当欄に○を御選択ください。			
		<input checked="" type="checkbox"/> 制作団体以外が所有する事項が含まれる				
60分	<input type="radio"/> (制作団体以外が所有する事項が含まれる場合) 許諾の有無					
演目概要	小学校低中学年、特別支援学級向けに、親しみやすい学校での1日をコントなどを入れて飽きさせない内容のオリジナル演目。手話やパントマイムを取り入れている					
公演従事予定者の編成 (1公演あたり)	出演者：8名 / 音響：1名 / 照明：1名 / その他スタッフ：1名 / (合計：11名)					
公演に当たり 必要な会場条件	・舞台の設置場所	教室	<input type="radio"/> 体育館			
	・舞台に必要な広さ	5m × 3m 程度				
	・電源容量（主幹ブレーカー容量）	60 A				
	・暗転の要否	要	<input type="radio"/> 不要			
	・その他					
会場設営の所要時間 (タイムスケジュール)の目安	前日仕込み	無	会場設営の所要時間	1.5	時間程度	
	到着	仕込み(開始・終了)	本公演(開始・終了)	内休憩	撤去(開始・終了)	退出
	9:30	9:30 11:30	13:00 14:00	0:00	14:30 15:30	16:00
	ワークショップ同日開催の場合は、30分前倒して 11:00～ 30分位で対応					
派遣について	移動方法の制約等	なし				
	運搬規模	軽バン				

本公演の公演時間を「分(数字)」で御入力ください。

**「出演希望調書No.1と2」は事業専用ウェブサイトそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず御確認ください。事務局にて修正はいたしません。**

### ワークショップについて

(出演希望調書No.2 続き)

内容
<p>劇中で使う手話、パントマイムを体験してもらう 可能であれば本公演時に前にでてきてもらって一緒に演じてもらう (MAX20人想定)</p>
体制
<p>主指導者：1名 補助：2名</p>
目的とする効果
<p>体を使って喜怒哀楽を表現したり、適度に動くことでストレスの発散につながる 自分を解放できたり、気持ちが安定する</p>

### 企画全体について

**当ユニバーサル公演事業を実施されるにあたり重点を置くポイントや工夫、対応について御入力ください。**

企画のねらい
<p>子供たちの生活の中心でもある学校生活が舞台のため身近に感じてもらえる内容にしている。 日々を楽しく、ポジティブな考え方に捉えてもらうことで 安定した気持ちを持てるきっかけになってもらえればと考えている。友達や先生との接し方のヒントなどになる内容</p>
特別支援学校等での実施における工夫等
<p>学校を題材にしているので、照明や音響は過激でないものになっている。 コント仕立てでいくつかの場面が組み合わさって1プログラムになっているので、長時間の公演を望まれない場合には、10～15分削ったり、間に小休止を入れるなどの対応ができる</p>
取り組み②で応募する場合、特に重点的に取り組んできた課題（障がいの種類等）
<p>劇中に手話やパントマイムを取り入れているので、聾者の生徒さんにもデフォルトで対応可能</p>
協力・連携機関及び団体内における専門員の配置等
<p>特定非営利活動法人〇〇〇 手話の監修</p>

「出演希望調書No.1と2」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず御確認ください。  
事務局にて修正はいたしません。

令和7年度 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業（ユニバーサル公演）  
出演希望調書 No.2（E区分）

オレンジ色	入力必須項目です。	みどり色	選択必須項目です。
制作団体名	一般社団法人 入力例の劇団		
企画名	ユニバーサル公演 入力例の劇団		
企画の動画等の資料			
URL	<a href="https://www.kodomogeijutsu.go.jp/contents/movie/">https://www.kodomogeijutsu.go.jp/contents/movie/</a>	PW	kodomo

### ワークショップ全体

構成	①発声の基礎 ②体を使った表現方法 ③体を使った対話
補足事項	①については、子どもの障がい具合によって身体や楽器を使った音の表現に変更可

### 各回ごとの詳細

1回目						
主な対象学年	<input type="radio"/>	小学校：低学年	<input checked="" type="radio"/>	小学校：中学年	<input type="radio"/>	小学校：高学年
※複数選択は可能ですが実施内容にあった年齢層を御選択ください。	<input checked="" type="checkbox"/>	中学校・中等教育学校（前期課程）				
	<input checked="" type="checkbox"/>	特別支援：小学部	<input checked="" type="checkbox"/>	特別支援：中学部	<input checked="" type="checkbox"/>	特別支援：高等部
受入可能人数	30人		実施時間	30分		
実施内容	①腹式呼吸、口の開き方、母音の発声などを練習 ②劇中で使う手話やパントマイムを披露、一緒に体現 ③喜怒哀楽など 自分の気持ちを身体で表現してみる（2～3人1組）					
目標とする効果	体を使って喜怒哀楽を表現したり、適度に動くことでストレスの発散につながる 自分を解放できたり、気持ちが安定する					
概要 指導者との編成役割	指導者の司会のもと進行 指導者の説明に合わせて見本を体現、子ども体験時には指導者と共に補助					

2回目						
主な対象学年	<input checked="" type="radio"/>	小学校：低学年	<input type="radio"/>	小学校：中学年	<input checked="" type="radio"/>	小学校：高学年
※複数選択は可能ですが実施内容にあった年齢層を御選択ください。	<input checked="" type="checkbox"/>	中学校・中等教育学校（前期課程）				
	<input checked="" type="checkbox"/>	特別支援：小学部	<input checked="" type="checkbox"/>	特別支援：中学部	<input checked="" type="checkbox"/>	特別支援：高等部
受入可能人数	30人		実施時間	30分		
実施内容	①腹式呼吸、口の開き方、母音の発声などを練習 ②劇中で使う手話やパントマイムを披露、一緒に体現 ③喜怒哀楽など 自分の気持ちを身体で表現してみる（2～3人1組）					
目標とする効果	体を使って喜怒哀楽を表現したり、適度に動くことでストレスの発散につながる 自分を解放できたり、気持ちが安定する					
概要 指導者との編成役割	指導者の司会のもと進行 指導者の説明に合わせて見本を体現、子ども体験時には指導者と共に補助					

**「出演希望調書No.1と2」は事業専用ウェブサイトにもそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず御確認ください。事務局にて修正はいたしません。**

(出演希望調書No.2 続き)

3回目						
主な対象学年	<input type="checkbox"/>	小学校：低学年	<input type="checkbox"/>	小学校：中学年	<input type="radio"/>	小学校：高学年
※複数選択は可能ですが実施内容にあった年齢層を御選択ください。	<input type="checkbox"/>		中学校・中等教育学校（前期課程）			
	<input type="checkbox"/>	特別支援：小学部	<input type="checkbox"/>	特別支援：中学部	<input type="checkbox"/>	特別支援：高等部
受入可能人数	40人		実施時間		45分	
実施内容	①腹式呼吸、口の開き方、母音の発声などを練習 ②劇中で使う手話やパントマイムを披露、一緒に体現 ③喜怒哀楽など自分の気持ちを身体で表現してみる（2～3人1組）					
目標とする効果	体を使って喜怒哀楽を表現したり、適度に動くことでストレスの発散につながる自分を解放できたり、気持ちが安定する					
概要	指導者の司会のもと進行					
指導者との編成役割	指導者の説明に合わせて見本を体現、子ども体験時には指導者と共に補助					

4回目						
主な対象学年	<input type="checkbox"/>	小学校：低学年	<input type="checkbox"/>	小学校：中学年	<input type="checkbox"/>	小学校：高学年
※複数選択は可能ですが実施内容にあった年齢層を御選択ください。	<input type="checkbox"/>		中学校・中等教育学校（前期課程）			
	<input type="radio"/>	特別支援：小学部	<input type="checkbox"/>	特別支援：中学部	<input type="checkbox"/>	特別支援：高等部
受入可能人数	20人		実施時間		30分	
実施内容	①腹式呼吸、口の開き方、母音の発声などを練習 ②劇中で使う手話やパントマイムを披露、一緒に体現 ③身体や楽器を使って 喜怒哀楽を表現してみる					
目標とする効果	体を使って喜怒哀楽を表現したり、適度に動くことでストレスの発散につながる自分を解放できたり、気持ちが安定する					
概要	指導者の司会のもと進行					
指導者との編成役割	指導者の説明に合わせて見本を体現、子ども体験時には指導者と共に補助					

5回目						
主な対象学年	<input type="radio"/>	小学校：低学年	<input type="radio"/>	小学校：中学年	<input type="checkbox"/>	小学校：高学年
※複数選択は可能ですが実施内容にあった年齢層を御選択ください。	<input type="checkbox"/>		中学校・中等教育学校（前期課程）			
	<input type="checkbox"/>	特別支援：小学部	<input type="checkbox"/>	特別支援：中学部	<input type="checkbox"/>	特別支援：高等部
受入可能人数	40人		実施時間		60分	
実施内容	1回目～3回目体験したことをもとに 皆の前で表現してみる 特別支援学級の子どもたちも可能であれば体現する。難しい場合鑑賞者として参加も可					
目標とする効果	友だちと普段と違ったコミュニケーションを取ることで新しい発見、距離感を縮める人前で表現することでの解放感、達成感をもってもらう					
概要	指導者：司会進行					
指導者との編成役割	補助者：子どもたちの誘導、補助など					

**「出演希望調書No.1と2」は事業専用ウェブサイトそのまま開示しますので、誤字脱字等必ず御確認ください。事務局にて修正はいたしません。**

(出演希望調書No.2 続き)

**企画全体について**

当ユニバーサル公演事業を実施されるにあたり重点を置くポイントや工夫、対応について御入力ください。

企画のねらい

特別支援学

入力必須項目が未入力の場合はオレンジ色のままになります。必ず御入力ください。

取り組み②で応募する場合、特に重点的に取り組んできた課題（障がいの種類等）

協力・連携機関及び団体内における専門員の配置等

原則、**本公演1回、**  
**ワークショップ3回まで**

必要に応じて、P.15~22の  
「4. 経費について」を御参照ください。

**出演希望調書No.3 D区分** 費用明細【1校当たりの経費・10校当たりの経費】 【公演団体名：○○室内楽】

ワークショップ標準回数  
1校当たり 2 回  
費用明細【1校当たりの経費・10校当たりの経費】  
積算にあたっては、旅費・運搬費を除き公演本体に係る費用を記載してください。

項目	費目	数量		単価 (税込)	1校当たり		10校当たり		備考	
		数値	単位		公演 回数	金額	公演 回数	金額		回数により 増減しない項目
打ち合わせ 人件費	打ち合わせ人件費	2	時間	3,000	1	6,000	10	60,000	単価:@1500*2人に対応	
	打ち合わせ 小計					6,000		60,000		
ワークショップ 指導料	主指導者	1	人	35,650	2	71,300	20	713,000	1校当たり標準2回を想定	
	補助者	1	人	10,400	2	20,800	20	208,000	単価:@5200*2Hに対応	
ワークショップ 小計					92,100		921,000		ワークショップの標準回数は、採択後に増やせないのをご確認ください。	
(D区分) 出演費	指揮料	1	人	110,000	1	110,000	10	1,100,000		
	演奏料	4	人	38,500	1	154,000	10	1,540,000		
	ソリスト出演料	1	人	66,000	1	66,000	10	660,000		
	合唱料	8	人	49,500	1	396,000	10	3,960,000		
	出演費合計					726,000		7,260,000		
文芸費	演出使用料	1	式	20,000	1	20,000	1	20,000	○ 演目「○○」	
	振付料	1	式	30,000	1	30,000	1	30,000	○ ※生徒参加箇所の生徒に対する振付け	
	音響プラン料	1	st	10,000	1	10,000	10	100,000	※各校毎の音響プラン	
	音楽著作権使用料	1	回	2,400	1	2,400	10	24,000	JASRAC	
	文芸費合計					62,400		174,000		
音楽費・ 借損料	楽器レンタル料	1	式	300,000	1	300,000	10	3,000,000		
	音楽費合計					300,000		3,000,000		
舞台費・ 消耗品費	舞台監督人件費	1	人	30,000	1	30,000	10	300,000		
	音響機材費	1	st	60,000	1	60,000	10	600,000		
	大道具スタッフ費	4	人	20,000	1	80,000	10	800,000		
	舞台スタッフ費(音響・照明)	4	人	20,000	1	80,000	10	800,000	音響:1人、照明:3人	
	照明費(機材レンタル)	1	週間	150,000	1	150,000	10	1,500,000		
舞台費合計					400,000		4,000,000			
出演費～舞台費 小計						1,188,400		11,434,000		
総合計						1,286,500		12,415,000		

特例	一定事項対応等に係る経費	数量		単価 (税込)	1校当たり		10校当たり		備考
		数値	単位		公演 回数	金額	公演 回数	金額	
※9	仮設クレーン	2	台	80,000		160,000			夏場の公演について、原則は学校側へ準備をお願いする予定であるが、照明効果により学校の設備では、対応しきれない場合もあると想定する。特に体調面の配慮が必要な特別支援学校等の場合のみ計上予定。(できる限り実施時期にも配慮する)
	〇〇ロボット借用費用	1	回	35,000		35,000			院内学級の生徒が参加する場合等において、コミュニケーションツールとして使用する。 参考URL: ○○ なお、本件においては、〇〇大学の協力を得て使用料は無償だが、設定等の対応スタッフが1名必要
	手話対応スタッフ	2	人	17,600	2	70,400			必要な場合、通常スタッフにかわゆ、手話対応スタッフが対応。
その他経費 小計						265,400			

【この希望調書に関する問い合わせ先】

担当者	
電話番号	必ず記入してください。
E-mail	

## 【記入に当たっての留意事項】

### 〈費用明細全体について〉

- ・ 平日に公演することを想定し、**1公演当たりの単価と10校を連続で公演する場合の想定費用**を記載してください。ただし、採択した場合の公演回数・公演費用等を保証するものではありません。
- ・ **金額欄には税込(税率10%)の金額**を記入してください。
- ・ 欄が不足する場合は行を挿入してください。挿入をした場合、正しく計算がされているかを必ず御確認ください。
- ・ 水色の欄には計算式が設定されています。また、緑色の欄はプルダウンに選択肢が設定されていますが、手入力することも可能です。**行の挿入や計算式の設定を消去して再計算をする場合、必ず検算してください。**例年、積算漏れの事例が見受けられますが、この場合も、採択後に公演費用を引き上げることは認められません。
- ・ **応募時に費目として計上がない経費を、採択後新たに計上することはできません。**派遣費(旅費、運搬費)を除き、発生する可能性がある経費については、現時点で見積等が取得できない場合も、過去の実績等から単価を想定し、費用明細に必ず金額を記載してください。
- ・ **基本経費以外に、実施校や生徒の状況によって発生する見込みがある経費については「備考欄」へは記載せず、「一定事項対応等に係る経費について」の経費欄へ必ず金額を記載してください。**

### 〈数量の記載について〉

- ※ 公演回数により増減しない費目については、「回数により増減しない費目」の欄で「○」を選択してください。併せて、10公演当たりの試算において「1」と示してください。この場合、11回以上公演があった場合も、一定額であるものとみなします。11回目以降に割増費用等が生じる場合は、備考欄に基準を明記するか、その他経費に計上してください。
- ※ 計上単位が「クール数」である場合、1クール当たりの基準についても備考欄へ記入してください。

## 【各費目についての留意事項】

### 〈ワークショップ指導料について〉

- ※1 主指導者は1名のみ、補助者は必要に応じて人数を工夫してください。(特に5名を超える場合は希望調書内に役割を明記してください。)支給対象は指導時間となります。準備や片付けの時間は含まれません。(※謝金の単価はP.15を御参照ください。税込金額です。)
- ※2 出演希望調書No.2内の「児童・生徒の鑑賞・体験可能人数の目安(ワークショップ上限人数)」を指導するにあたり必要な人数を記載してください。

### 〈出演費について〉

- ※3 原則として、採択後の経費の増額及び減額による他の経費への流用については認めません。

### 〈文芸費について〉

- ※4 演出、演出助手、舞台監督、舞台監督助手等の役務費(公演同行)を計上する場合は、舞台費に計上してください。
- ※5 各費目の申請に当たっては、一部改変に伴い生じる費用なのか、すでに発生している権利に対して生じる使用料なのか分かる形で記載してください。また、備考欄へ対象内容を記載してください。

### 〈舞台費について〉

- ※6 可能な限り道具費(機材)使用料と人件費を分けて積算してください。
- ※7 **移動・運搬に係る経費については、採択後、別途「派遣費」としてお見積りいただきます。移動、運搬に係る経費は含めずに計上してください。**ただし、積み降ろし人件費等が舞台スタッフ費や運搬の手配とは別に必ず発生する場合は、役務費の計上漏れがないよう御留意ください。
- ※8 **特に単価を一式で計上する経費については、具体的にどんなものが含まれるのか備考欄へ簡潔に書き添えてください。**

### 〈一定事項対応に係る経費について〉

- ※9 学校の状況によって計上の要否を判断する経費がある場合に記載してください。どの学校で実施するに当たっても必要な経費は「標準」の項目として計上し、学校や対象の生徒の状況により要否を判断する経費は、「特例：一定事項対応等に係る経費」に計上してください。**「一定事項対応等に係る経費」を計上する場合は、どのようなケースにおいてどのような単位で必要になる経費なのかを明確にお示しください。**計上の可否については審査により判断しますので、結果通知後に、別途お知らせします。

原則、  
ワークショップ5回まで

必要に応じて、P.15~22の  
「4. 経費について」を御参照ください。

出演希望調書No.3 E区分	
ワークショップ最大回数	
1校当たり	2回

【公演団体名：〇〇室内楽】

積算にあたっては、旅費・運搬費を除き公演本体に係る費用を記載してください。

### 費用明細【1校当たりの経費・10校当たりの経費】

項目	費目	数量		単価 (税込)	1校当たり		10校当たり		備考
		数値	単位		公演回数	金額	公演回数	金額	
打ち合わせ 人件費	打ち合わせ人件費	2	時間	3,000	1	6,000	10	60,000	単価:@1500×2人=3000円
						0		0	
打ち合わせ 小計						6,000		60,000	ワークショップの最大回数は、選択後に増やせないのをご確認ください。
(E区分) ワークショップ 指導料	主指導者	1	人	35,650	2	71,300	10	356,500	【フォローアップWS】1校当たり2回を想定 主指導者1人、補助者3人
	補助者	3	人	15,600	2	93,600	10	156,000	
	演奏料	6	人	44,000	1	264,000	10	440,000	【メインWS】ミニコンサート+生徒との共演、 出演10人
	演奏者 ※1~3	4	人	39,600	1	158,400	10	396,000	
						0		0	
指導料合計						587,300		1,348,500	※
文芸費	音楽著作権使用料	1	回	2,400	1	2,400	10	24,000	○
						0		0	
						0		0	
						0		0	
文芸費合計						2,400		24,000	応募時に費目として計上がない経費を、採 択後新たに計上することは出来ません。 計上漏れにご注意ください。
音楽費・ 借損料	WS楽器借用費	1	st	26,000	2	52,000	10	260,000	WSの2・3回目に生徒が使うドラム
						0		0	
						0		0	
						0		0	
借損料合計						52,000		260,000	
舞台費・ 消耗品費	WS消耗品 ※5、6	1	式	20,000	1	20,000	10	200,000	購入予定内訳は別紙参照
	音響スタッフ費	1	人	16,500	1	16,500	10	165,000	
	音響機材レンタル費	1	式	28,000	1	28,000	10	280,000	メインWS(ミニコンサート)用
						0		0	
消耗品費合計						64,500		645,000	
出演費～舞台費 小計						706,200		2,277,500	
総合計						712,200		2,337,500	

特例	項目	数量	単価 (税込)	1校当たり		10校当たり		備考
				数値	単位	公演回数	金額	
※8 一定事項 対応等に 係る経費	点字楽譜作成料	1	種	44,000		44,000		【特例】 一定事項対応等に係る経費 ■視覚障がいを持った生徒がいる場合や学校から希望がある場合、学校全体で点字楽譜 を使って1回目のワークショップを行う。 ■聴覚障がいを持った生徒や希望する生徒がいる場合、音を色や形で可視化するアプリを 使い、1回目のワークショップを実施する
	〇〇アプリ使用料	1	式	2,640		2,640		
	ipad 借用料	1	第	15,000		15,000		
その他経費 合計						61,640		

### 【この希望調書に関する問い合わせ先】

担当者	
電話番号	必ず記入してください。
E-mail	

## 記入に当たっての留意事項

### 〈費用明細全体について〉

- ・ 平日に公演することを想定し、**1公演当たりの単価と10校を連続で公演する場合の想定費用**を記載してください。ただし、採択した場合の公演回数・公演費用等を保証するものではありません。
- ・ **金額欄には税込(税率10%)の金額**を記入してください。
- ・ 欄が不足する場合は行を挿入してください。挿入をした場合、正しく計算がされているかを必ず御確認ください。
- ・ 水色の欄には計算式が設定されています。また、緑色の欄はプルダウンに選択肢が設定されていますが、手入力することも可能です。**行の挿入や計算式の設定を消去して再計算をする場合、必ず検算してください。**例年、積算漏れの事例が見受けられますが、この場合も、採択後に公演費用を引き上げることは認められません。
- ・ **応募時に費目として計上がない経費を、採択後新たに計上することはできません。**派遣費(旅費、運搬費)を除き、発生する可能性がある経費については、現時点で見積等が取得できない場合も、過去の実績等から単価を想定し、費用明細に必ず金額を記載してください。
- ・ **基本経費以外に、実施校や生徒の状況によって発生する見込みがある経費については「備考欄」へは記載せず、「一定事項対応等に係る経費について」の経費欄へ必ず金額を記載してください。**

### 〈数量の記載について〉

- ※ 公演回数により増減しない費目については、「回数により増減しない費目」の欄で「○」を選択してください。併せて、10公演当たりの試算において「1」と示してください。この場合、11回以上公演があった場合も、一定額であるものとみなします。11回目以降に割増費用等が生じる場合は、備考欄に基準を明記するか、その他経費に計上してください。
- ※ 計上単位が「クール数」である場合、1クール当たりの基準についても備考欄へ記入してください。

## 【各費目についての留意事項】

### 〈ワークショップ指導料について〉

- ※1 原則として、採択後の経費の増額及び減額による他の経費への流用については認めません。
- ※2 支給対象は指導時間となります。準備や片付けの時間は含みません。  
(※謝金の単価はP.15を御参照ください。税込金額です。)
- ※3 出演希望調書No.2内の各回ごとの「受入可能人数」を指導するに当たり必要な人数を記載してください。

### 〈文芸費について〉

- ※4 ワorkshop教材費等は文芸費に計上してください。

### 〈舞台費について〉

- ※5 可能な限り道具費(機材)使用料と人件費を分けて積算してください。
- ※6 **移動・運搬に係る経費については、採択後、別途「派遣費」としてお見積りいただきます。移動、運搬に係る経費は含めずに計上してください。**ただし、積み降ろし人件費等が舞台スタッフ費や運搬の手配とは別に必ず発生する場合は、役務費の計上漏れがないよう御留意ください。
- ※7 特に単価を一式で計上する経費については、具体的にどんなものが含まれるのか備考欄へ簡潔に書き添えてください。

### 〈一定事項対応に係る経費について〉

- ※8 学校の状況によって計上の要否を判断する経費がある場合に記載してください。どの学校で実施するに当たっても必要な経費は「標準」の項目として計上し、学校や対象の生徒の状況により要否を判断する経費は、「特例：一定事項対応等に係る経費」に計上してください。  
**「一定事項対応等に係る経費」を計上する場合は、どのようなケースにおいてどのような単位で必要になる経費なのかを明確にお示しください。**  
計上の可否については審査により判断しますので、結果通知後に、別途お知らせします。

### 実施体制について

公演団体(実演を行う団体)について御記入ください。

財務状況	年度	総収入	総支出	収支差
(単位:千円)	R4			0
	R5			0
	R6(見込)			0

### 組織運営等に関する自己申告書

公演団体(実演を行う団体)の運営状況等については次のとおりです。なお、公演団体の代表者として、本申告書の内容に虚偽がないことを誓約します。

#### 運営

##### 1. 定款等

<input type="checkbox"/> 定款等を適切に定めている。	はい
--	----

##### 2. 意思決定機関

<input type="checkbox"/> 団体の意思等を決定する機関(理事会等)を設置している。	はい
<input type="checkbox"/> 理事会等を定期的で開催している。	はい
<input type="checkbox"/> 理事会等の議事録を作成している。	はい
<input type="checkbox"/> 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算について理事会等の決議を経ている。	はい

##### 3. 運営事務

<input type="checkbox"/> 経理責任者は明確になっている。	はい
<input type="checkbox"/> 事務の執行に当たっては、各担当者の権限と責任が明確になっている。	はい
<input type="checkbox"/> 利益相反取引を行っていない(適切な承認手続きを経たものを除く)。	はい
※利益相反行為とは、複数の当事者がいる場合における、一方の利益となり、かつ他方の不利益となる行為を指す。	

#### 財務

##### 4. 財務諸表等

<input type="checkbox"/> 会計帳簿(仕訳帳・総勘定元帳等)を作成している。	はい
<input type="checkbox"/> 財務諸表(貸借対照表・損益計算書等)を作成している。	はい
<input type="checkbox"/> 財務諸表(貸借対照表・損益計算書等)を公表している。	はい
※本項目における「公表」とは、ウェブサイトに掲載していること、もしくは事務所に備え付け一般からの要望があれば常に関連することができる状態にしていることを指す。	

## 5. 監査

○監事・監査役等による会計監査またはこれに準じた内部監査を実施している。 (「はい」の場合は当てはまるものにチェック)	はい
外部監査(監査法人、公認会計士による会計監査)	
内部監査(監事監査、監査役監査による会計監査)	
内部監査に準じた監査(経理責任者による会計監査等)	

## 活動環境

### 6. 労務管理

○団体として出演者・スタッフ等の雇用を行っている。	はい
---------------------------	----

以下は、**雇用を行っている場合のみ**回答してください。

○就業規則を明文化している。	はい
○労働基準法に則り、雇用人の労働時間・休憩・休日等を適切に管理している。	はい
○雇用契約書の取り交わしなど、雇用人に対して書面により労働条件を明示している。 (「はい」の場合)労働条件の明示の具体的な形態(契約書、メールなど) 雇用契約書	はい
○雇用人に対し、規則等で出演料・稽古料等の単価を定めている。 (「はい」の場合は以下の当てはまるもの全てにチェック) 出演料 稽古料 その他( )	はい
○雇用人を社会保険(健康保険、厚生年金保険、介護保険)に加入させている。 ※加入義務を有する有給職員を雇用していない場合等については、「なし」を選択してください。	はい
○雇用人を労働保険(労災保険、雇用保険)に加入させている。 ※加入義務を有する有給職員を雇用していない場合等については、「なし」を選択してください。	はい

①

### 7. 労務 外部との取引

○外部と取引を行う際に書面での契約を事前に行っている。 (「はい」の場合は以下の当てはまるものにチェック)	はい
①契約を行う相手方 出演者 スタッフ 外部業者 その他( )	
②契約方法 契約書 メール等 その他( )	
○外部の出演者等に対し、規則等で出演料・稽古料等の単価を定めている。 (「はい」の場合は以下の当てはまるもの全てにチェック) 出演料 稽古料 その他( )	はい

②

- ① 雇用人に対し、規則等で出演料・稽古料等の単価を定めている。  
※規定の定めについての確認事項のため、稽古料についての計上を可とするものではありません。
- ② 外部の出演者等に対し、規則等で出演料・稽古料等の単価を定めている。  
※規定の定めについての確認事項のため、稽古料についての計上を可とするものではありません。

8. 事故・ハラスメント(パワーハラスメント・セクシュアルハラスメントなど)への対応

<p>○安全管理体制を整えている。</p> <p>(「はい」の場合)具体的な内容(マニュアル作成、講習会の実施等)</p>	<p>いいえ</p>
<p>○ハラスメント対策を行っている。</p> <p>(「はい」の場合)具体的な内容(研修・指導の実施、ガイドラインの作成等)</p>	<p>いいえ</p>
<p>○ハラスメントに対する人的体制を整えている。</p> <p>(「はい」の場合)具体的な内容(窓口の設置、担当者の配置等)</p>	<p>いいえ</p>

## 6. Q&A

### Q1. 舞台上での児童・生徒の出演、共演は必須でしょうか？

A1. 舞台上での児童・生徒の出演、共演を必須要件とはしていません。ただし、D区分については、[3ページ](#)の事業概要内でも示しているとおり、「実施に当たっては、児童・生徒に公演を鑑賞させるだけでなく、文化芸術団体との共演や体験などにより児童・生徒が参加できるよう工夫されたものにします。」としており、この部分が本事業の大きな特色でもあり、体験型の鑑賞、また児童・生徒への体験の提供という点は、特に重視しています。

### Q2. 出演希望調書の再送（再提出）を行ってもよいですか？

A2. 原則、受付後の再送（再提出）は認められません。提出前に記載内容・提出物を必ず御確認ください。

### Q3. 最大何企画まで応募できますか？

A3. 1団体当たり、3企画まで応募可能です。詳細は[9ページ](#)を御確認ください。

### Q4. 以前応募した際の出演希望調書を使用してもよいですか？

A4. 御記載いただく内容は募集年度ごとに見直していますので、今年度の出演希望調書様式を御使用ください。使用様式が異なり、令和7年度の応募に当たり必要な事項が記載されていない場合、審査に影響する場合がございます。

### Q5. 例年どのような団体が応募していますか？

A5. 事業専用ウェブサイトにて令和6年度の実施団体が掲載されておりますので御覧ください。

### Q6. 応募可能な団体であるかわからないがどうしたらよいですか？

A6. 募集対象団体の要件については[9ページ](#)の「1. 対象団体について」を御確認ください。

### Q7. 事務費用(日程調整等)は計上可能ですか？

A7. 事務費用は計上が認められません。対象経費については[15ページ](#)を御確認ください。

### Q8. 公演演目の動画資料は全編必要ですか？

A8. 動画資料については、全編ではなく簡潔な内容としてください。また動画以外の資料のアップロードは認めません。

### Q9. 提出したデータの最新版が分からなくなりました。提出したデータを教えてもらうことは可能でしょうか？

A9. 原則、受付データの照会を行いません。提出したデータは団体側で管理をお願いします。また、提出に当たっては、必ず印刷の上、文字切れや図表のずれ、印刷範囲の指定漏れ等がないか御確認の上、紙媒体での保管もお願いします。(事務局においてデータの調整・修正等はいたしません。)

### Q10. 土日には、団体の他の公演を入れてもよいのでしょうか？

A10. ユニバーサル公演の空き日にその地域で別の公演を入れることは、不可としていません。(ただし、別公演に係る費用は本事業とは切り分けて考える必要がありますので御留意ください。)